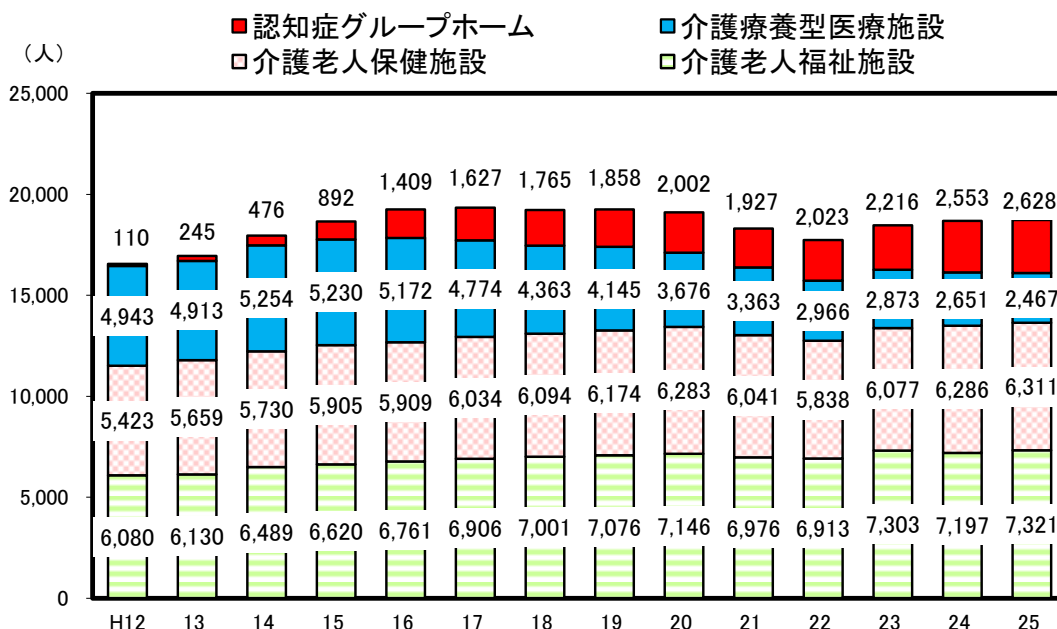


熊本県の介護保険施設定員の推移



解 説

【概要】

平成25年の介護老人福祉施設数は113施設で定員数が7,321人、介護老人保健施設数は90施設で定員数は6,311人、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が200事業所で定員数が2,628人となっている。

特に、認知症対応型共同生活介護事業所数は、介護保険制度が始まった平成12年以降、急激に伸びてきている。

また、介護保険制度の施設サービスの対象となる介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、認知症対応型グループホームの65歳以上人口一人当たりの定員数は全国平均を上回っている。

○介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

○介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

また、グループホームとは、普通の住宅と同じような台所や食堂、居間や浴室等が整った施設で、家庭的な雰囲気の中で、5～9人の少人数で介護スタッフとともに共同生活する形態のこと。

※注：調査票の配布・回収について、平成20年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（一部の調査票については郵送）が、平成21年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。この結果、未回収施設があり、年次比較は適さないものとなった。

| 資料 出 所 | 調 査 期 日 | 調 査 周 期 |
|---------------------------------|------------|---------|
| *1、*2、*3 「介護サービス施設・事業所調査」 厚生労働省 | 平成25年10月1日 | 毎年 |
| *4 「国勢調査」 総務省統計局 | 平成22年10月1日 | 5年 |